

京都市域における集中的な森林整備モデル実施検討会議 配布資料一覧

- 資料 1 第 1 回京都市域における集中的な森林整備モデル実施検討会議次第
- 資料 2 第 1 回京都市域における集中的な森林整備モデル実施検討会議配席図
- 資料 3 京都市域における集中的な森林整備モデル実施検討会議委員名簿
- 資料 4 京都市域における集中的な森林整備モデル実施検討会議開催要綱
- 資料 5 京都市域における集中的な森林整備モデル実施検討会議の進め方について
- 資料 6 森林所有者経営意向調査等について
- 資料 7 市内の森林資源量等について
- 資料 8 モデル実施の取組（案）について
- 参考資料 京都市域における集中的な森林整備に向けた取組について（提言）【概要版】

第 1 回京都市域における集中的な森林整備モデル実施検討会議次第

日時 : 平成 29 年 7 月 10 日
午後 3 時から午後 5 時
場所 : 京都ガーデンパレス「桜」

1. 開会あいさつ
2. 委員紹介
3. 検討会議の進め方について
4. 京都市域における集中的な森林整備に向けた取組について（提言書）
5. 議題
 - （1）森林所有者経営意向調査等について
 - （2）市内の森林資源量等及びモデル地区候補地について
 - （3）モデル実施の取組（案）について
6. その他

〈今後の検討内容〉

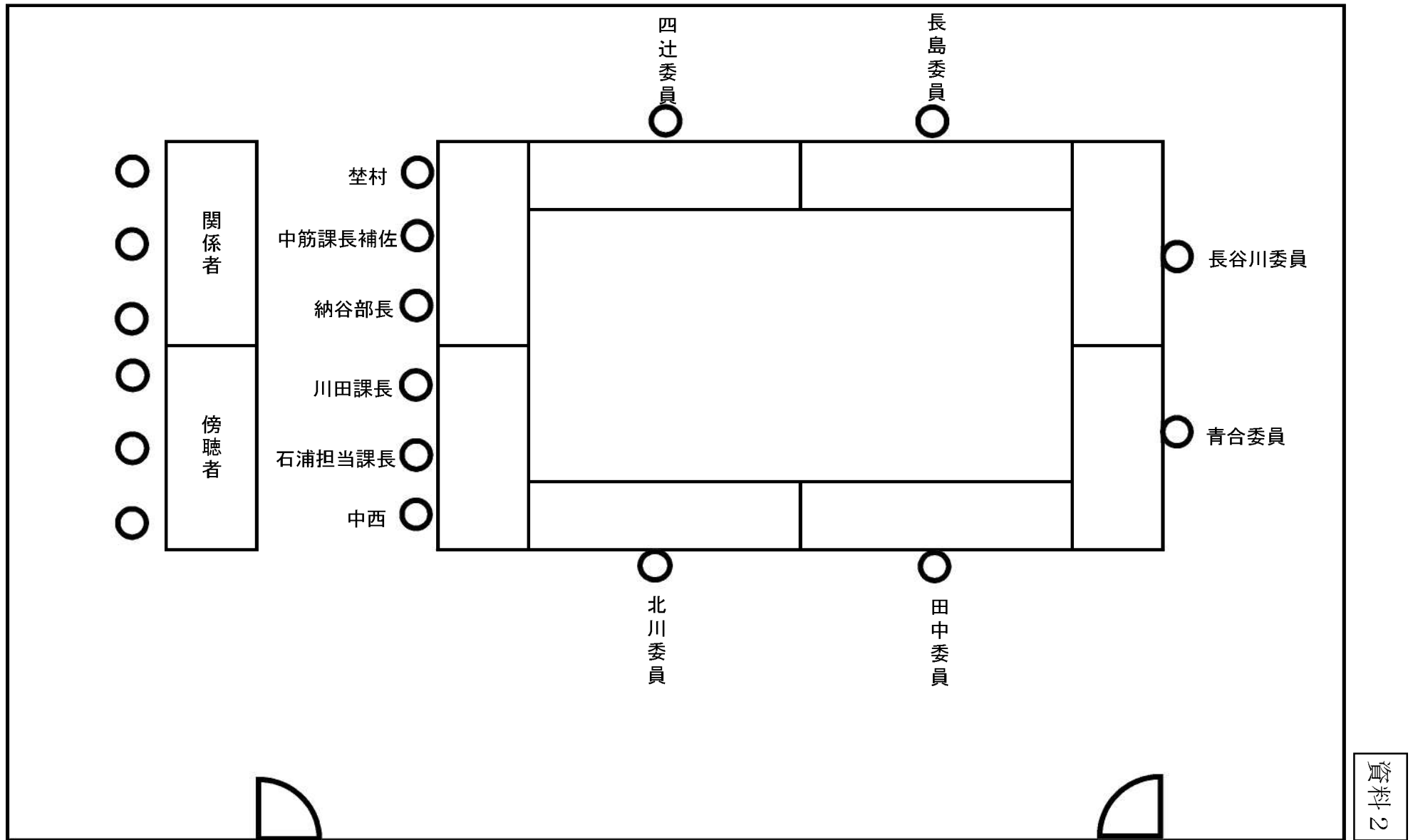
第 2 回検討会議－議題（案）－（モデル地区候補地の現地視察を予定）

- （1）モデル地区の選定について
- （2）モデル実施の取組（案）について

第 3 回検討会議－議題（案）－

- （1）モデル実施の取組について
- （2）取りまとめ

第1回京都市域における集中的な森林整備モデル実施検討会議配席図



京都市域における集中的な森林整備モデル実施検討会議 委員等名簿（敬称略）

組 織 名	役 職	氏 名	備 考
京 都 府 森 林 組 合 連 合 会	代 表 理 事 会 長	青 合 幹 夫	委 員
京 北 森 林 組 合	代 表 理 事 組 合 長	北 川 義 晴	委 員
京 都 市 森 林 組 合	代 表 理 事 組 合 長	田 中 俊 夫	委 員
京都府立大学生命環境科学研究科	准 教 授	長 島 啓 子	委 員
京都大学 フィールド科学教育研究センター	准 教 授	長 谷 川 尚 史	委 員
京 北 木 材 業 協 同 組 合	代 表 理 事	四 辻 均	委 員

京 都 市 産 業 観 光 局 農 林 振 興 室 森 林 資 源 ・ 鳥 獣 対 策 担 当 部 長	納 谷 義 和	事 務 局
京 都 市 産 業 観 光 局 農 林 振 興 室 林 業 振 興 課 長	川 田 唯 男	
京 都 市 産 業 観 光 局 農 林 振 興 室 林 業 振 興 課 課 長 補 佐	中 筋 祐 司	
京 都 市 産 業 観 光 局 農 林 振 興 室 林 業 振 興 課 担 当	埜 村 英 明	
京 都 市 産 業 観 光 局 京 北 農 林 業 振 興 セ ン タ ー 担 当 課 長	石 浦 隆	
京 都 市 産 業 観 光 局 京 北 農 林 業 振 興 セ ン タ ー 担 当	中 西 諒	

京都市域における集中的な森林整備モデル実施検討会議開催要綱

平成 29 年 6 月 30 日制定

(趣旨)

第 1 条 京都市域における集中的な森林整備に向けた森林・林業の新たな仕組みづくりに係るモデル地域の選定及び取組内容について、専門的な見地から幅広く意見を求めることを目的として、京都市域における集中的な森林整備モデル実施検討会議（以下「検討会議」という。）を開催する。

(委員)

第 2 条 検討会議は、委員 10 名以内をもって開催する。

- 2 委員は、学識経験のある者、林業・木材関連団体の長及びその他市長が適当と認める者から、市長が依頼する。
- 3 検討会議に委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長及び副委員長は、市長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、就任承認日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

(活動)

第 4 条 検討会議は開催目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 集約型林業を実施するモデル地域の選定に関すること。
- (2) モデル地域での取組内容に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(検討会議)

第 5 条 検討会議は、市長が招集する。

- 2 委員長は、検討会議の議長となる。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、検討会議への出席を求めることができる。

(事務局)

第 6 条 検討会議の事務を処理するため、産業観光局農林振興室林業振興課に事務局を

置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議に関し必要な事項は、産業観光局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決定の日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

京都市域における集中的な森林整備モデル実施検討会議の進め方について

平成 29 年度

第 1 回（7 月 10 日開催）

〈目的〉

今年度、京都市が行う「集中的な森林整備に向けた新たな仕組みづくりに係る森林所有者経営意向調査等」の内容及び調査対象地域（モデル地区候補地）について、共有を図るとともに、モデル実施の取組について議論を行う。

〈議題〉

- ・森林所有者経営意向調査等について
- ・市内の森林資源量等及びモデル地区候補地について
- ・モデル実施の取組（案）について

第 2 回（9 月開催予定）（モデル地区候補地の現地視察を予定）

〈目的（案）〉

森林所有者経営意向調査の結果について共有し、その結果からモデル実施に最も適切なモデル地区を選定するとともに、モデル実施の取組について議論を行う。

〈議題（案）〉

- ・モデル地区の選定について
- ・モデル実施の取組（案）について

第 3 回（11 月開催予定）

〈目的（案）〉

コストシミュレーションの結果について共有し、モデル実施の取組について議論を行うとともに、検討会議の取りまとめを行う。

〈議題（案）〉

- ・モデル実施の取組について
- ・取りまとめ

平成 30 年度以降

本検討会議の議論を踏まえ、モデル実施に取り組むとともに、事業計画の策定や事業の進捗管理を行う協議会（関係各者が参画）の設置を予定している。

森林所有者経営意向調査等について

1. 趣旨

京都市域における集中的な森林整備に向けた取組について（提言書）のうち、「大規模集約型林業のモデル実施」の基礎調査として、森林所有者の経営意向を調査するとともに、モデル地区の設定に係る基礎調査を行う。

2. 調査対象地域

京都市内の森林 3 地域（約 2 千 ha/1 地域）

3. 実施内容

(1) 森林所有者経営意向調査

調査対象地域に森林を所有する者（以下、「森林所有者」という。）の今後の経営意向等（第 3 者に経営を委託する、森林所有者で管理・経営を行うなど）を把握するために実施する。

本調査で得られた結果は、森林簿に掲載されている地番ごとにまとめ、各地域の森林所有者経営意向の傾向を把握できるようにする。

また、森林所有者のうち、宛先不明で返信のあった者、回答がなかった者を把握するため、それぞれの情報についても、森林簿に掲載されている地番ごとに取りまとめる。

調査対象：森林所有者 約 6 百人※

※1 地域あたり、約 2 百人を想定

調査手法：森林簿の情報を基に、森林所有者の住所へ郵送によるアンケート調査

調査内容：主に森林所有者の経営意向に関する内容等

(2) 大規模集約型林業を実施するモデル地区に係る調査

上記調査の結果を踏まえ、森林所有者と連絡が取れた森林であり、かつ、第 3 者に経営を委託する意向を持つ森林所有者が多く含まれ、境界が判明しやすい団地（約 1 千 ha を目安とする。）をモデル地区として選定し、森林簿の情報を基に、森林経営に係るコストシミュレーション等を行う。

○ モデル地区の選定について

面積：約 1 千 ha を目安として、持続的な森林経営が可能となる面積とする。

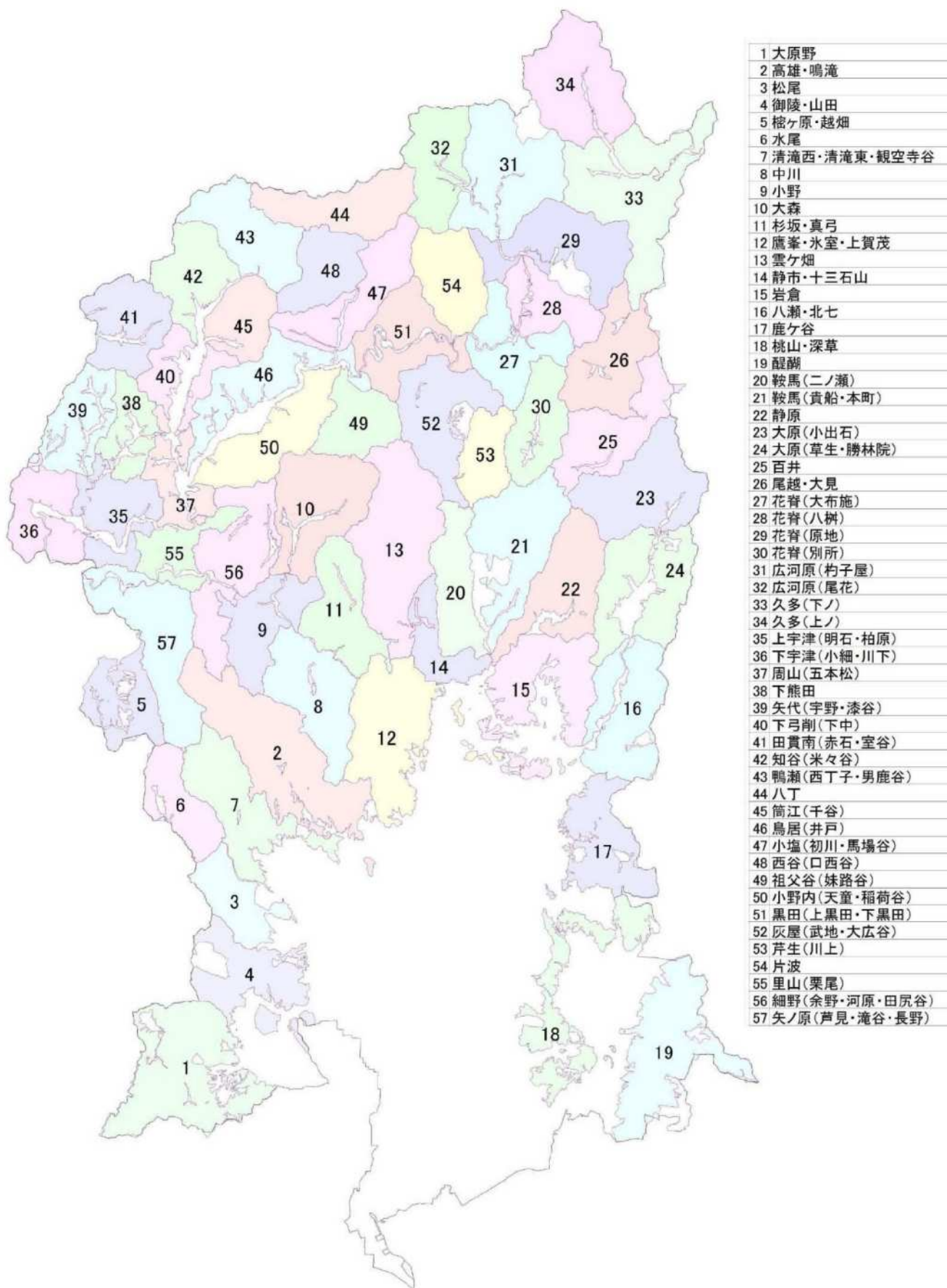
留意点：森林所有者経営意向調査により、得られた結果から、第 3 者への経営委託を検討している森林所有者が多く含まれ、境界が判明しやすい団地とする。

○ コストシミュレーションについて

上記のモデル地区の選定において、決定した団地での森林経営に係るコストシミュレーションを行う。なお、労働賃金等の必要経費については、京都市における現状数値を基本とする。

市内の森林資源量等について

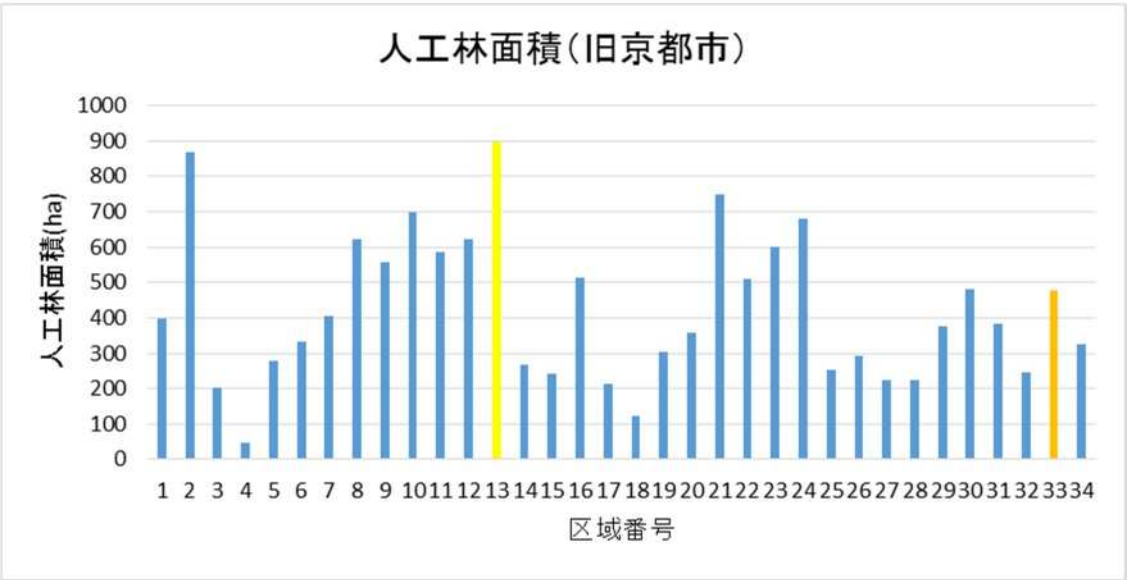
森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域



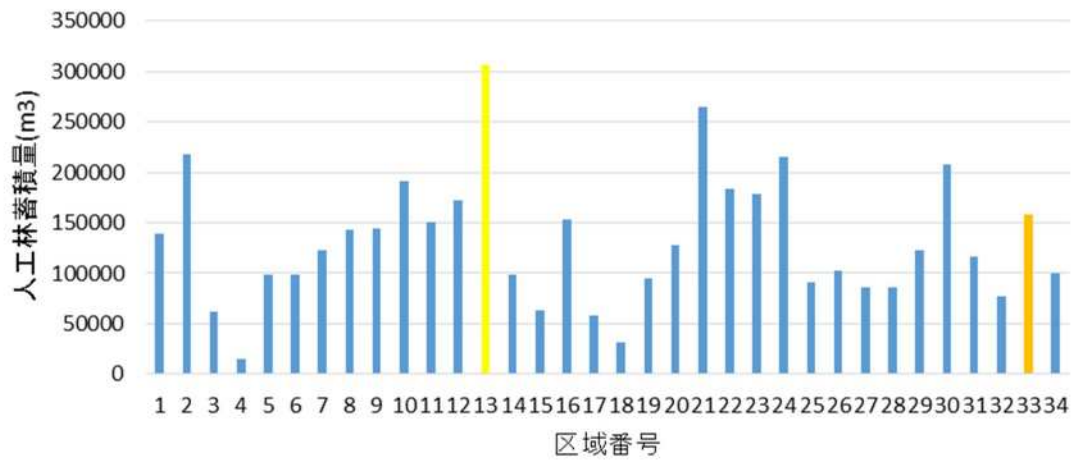
1 旧京都市管内

旧京都市

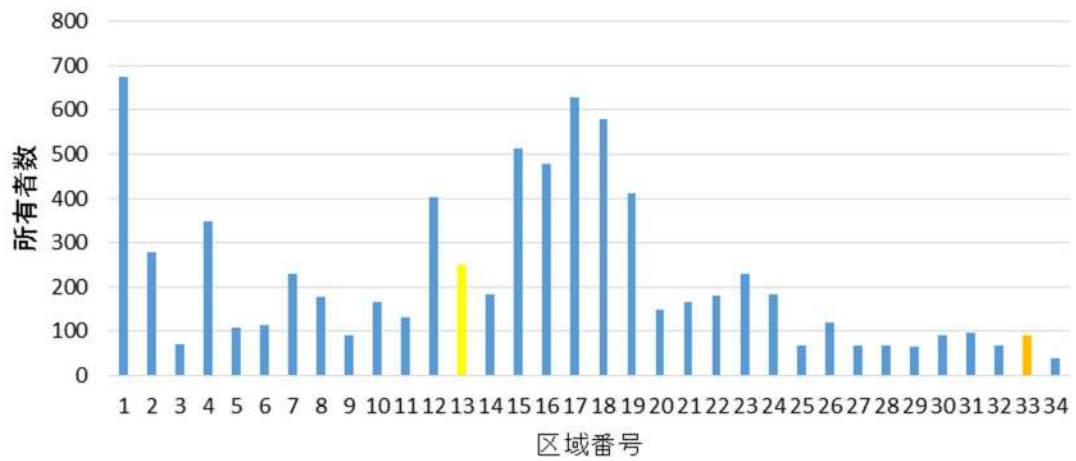
人工林面積(ha)			人工林蓄積量(m3)			所有者数		
13	雲々畑	896.3	13	雲々畑	306.400	34	久多(上ノ)	37
2	高雄・鳴滝	869.3	21	鞍馬(貴船・本町)	264.127	29	花脊(原地)	63
21	鞍馬(貴船・本町)	747.9	2	高雄・鳴滝	217.709	25	百井	67
10	大森	699.6	24	大原(小出石)	215.207	27	花脊(大布施)	68
24	大原(小出石)	679.2	30	花脊(別所)	207.933	28	花脊(八樹)	68
8	中川	623.4	10	大森	190.542	32	広河原(尾花)	68
12	鷹峯・氷室・上賀茂	622.0	22	静原	184.159	3	松尾	70
23	大原(草生・勝林院)	601.6	23	大原(草生・勝林院)	178.767	30	花脊(別所)	89
11	杉坂・真弓	587.7	12	鷹峯・氷室・上賀茂	171.947	9	小野	91
9	小野	558.7	33	久多(下ノ)	157.640	33	久多(下ノ)	91
16	八瀬・北七	512.7	16	八瀬・北七	153.646	31	広河原(杓子屋)	97
22	静原	509.8	11	杉坂・真弓	150.823	5	桜ヶ原・越畑	108
30	花脊(別所)	481.7	9	小野	143.868	6	水尾	113
33	久多(下ノ)	476.6	8	中川	142.511	26	尾越・大見	120
7	清滝西・清滝東・観空寺谷	403.8	1	大原野	138.919	11	杉坂・真弓	132
1	大原野	397.6	20	鞍馬(二ノ瀬)	128.378	20	鞍馬(二ノ瀬)	147
31	広河原(杓子屋)	385.0	7	清滝西・清滝東・観空寺谷	123.155	10	大森	164
29	花脊(原地)	375.2	29	花脊(原地)	122.509	21	鞍馬(貴船・本町)	166
20	鞍馬(二ノ瀬)	359.1	31	広河原(杓子屋)	115.912	8	中川	176
6	水尾	332.0	26	尾越・大見	102.002	22	静原	181
34	久多(上ノ)	323.9	34	久多(上ノ)	99.687	24	大原(小出石)	183
19	醍醐	304.0	14	静市・十三石山	98.837	14	静市・十三石山	184
26	尾越・大見	293.0	6	水尾	98.578	7	清滝西・清滝東・観空寺谷	228
5	桜ヶ原・越畑	277.7	5	桜ヶ原・越畑	98.458	23	大原(草生・勝林院)	228
14	静市・十三石山	268.7	19	醍醐	94.603	13	雲々畑	250
25	百井	253.5	25	百井	90.679	2	高雄・鳴滝	279
32	広河原(尾花)	247.4	27	花脊(大布施)	85.722	4	御陵・山田	348
15	岩倉	243.2	28	花脊(八樹)	85.722	12	鷹峯・氷室・上賀茂	404
27	花脊(大布施)	223.7	32	広河原(尾花)	76.926	19	醍醐	411
28	花脊(八樹)	223.7	15	岩倉	62.632	16	八瀬・北七	478
17	鹿ヶ谷	212.6	3	松尾	61.703	15	岩倉	514
3	松尾	202.3	17	鹿ヶ谷	58.514	18	桃山・深草	579
18	桃山・深草	121.8	18	桃山・深草	32.064	17	鹿ヶ谷	628
4	御陵・山田	45.5	4	御陵・山田	14.901	1	大原野	674



人工林蓄積量(旧京都市)



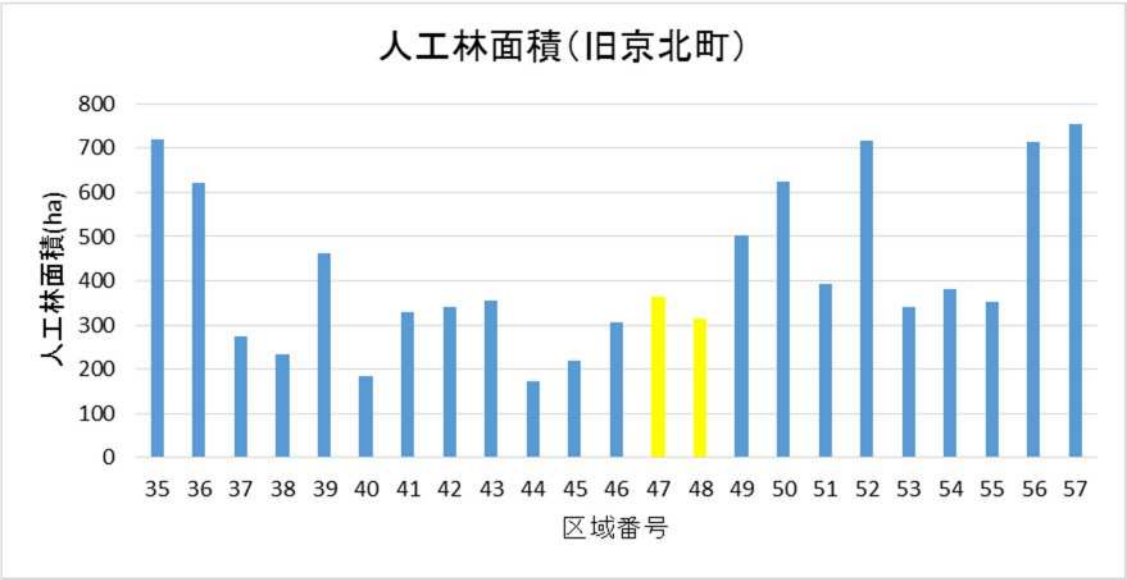
所有者数(旧京都市)



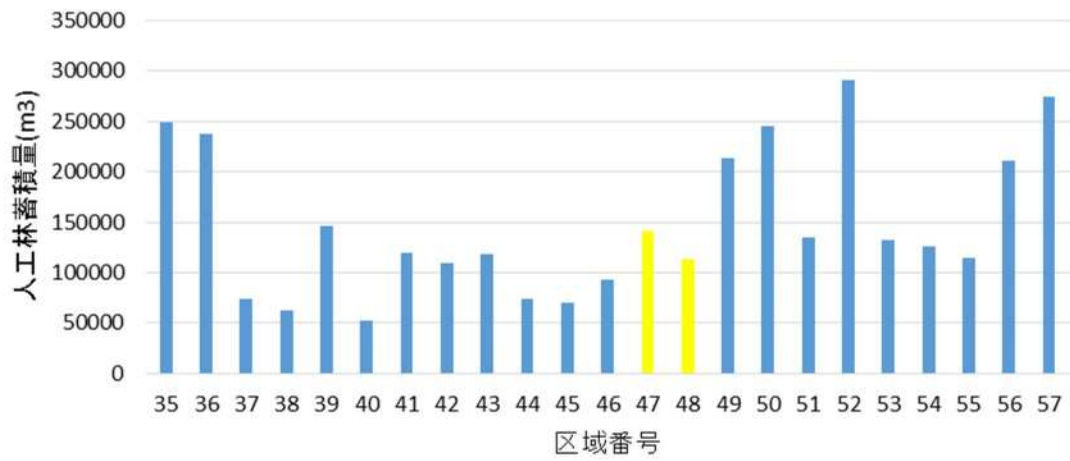
2 旧京北町管内

旧京北町

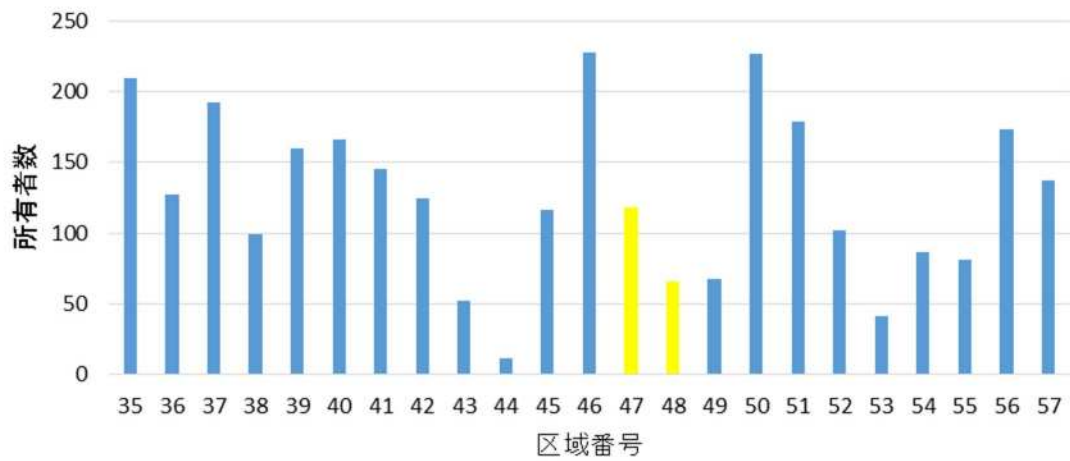
人工林面積(ha)			人工林蓄積量(m3)			所有者数		
57	矢ノ原(芦見・滝谷・長野)	754.9	52	灰屋(武地・大広谷)	290.707	44	八丁	11
35	上宇津(明石・柏原)	718.6	57	矢ノ原(芦見・滝谷・長野)	273.697	53	芹生(川上)	41
52	灰屋(武地・大広谷)	716.8	35	上宇津(明石・柏原)	248.901	43	鴨瀬(西丁子・男鹿谷)	52
56	細野(余野・河原・田尻谷)	714.7	50	小野内(天童・稲荷谷)	244.687	48	西谷(口西谷)	66
50	小野内(天童・稲荷谷)	625.8	36	下宇津(小細・川下)	238.030	49	祖父谷(妹路谷)	68
36	下宇津(小細・川下)	622.4	49	祖父谷(妹路谷)	213.297	55	里山(栗尾)	81
49	祖父谷(妹路谷)	502.8	56	細野(余野・河原・田尻谷)	210.271	54	片波	87
39	矢代(宇野・漆谷)	463.4	39	矢代(宇野・漆谷)	146.032	38	下熊田	99
51	黒田(上黒田・下黒田)	392.9	47	小塩(初川・馬場谷)	141.271	52	灰屋(武地・大広谷)	102
54	片波	380.7	51	黒田(上黒田・下黒田)	135.299	45	筒江(千谷)	116
47	小塩(初川・馬場谷)	364.5	53	芹生(川上)	131.652	47	小塩(初川・馬場谷)	118
43	鴨瀬(西丁子・男鹿谷)	354.4	54	片波	125.555	42	知谷(米々谷)	125
55	里山(栗尾)	352.2	41	田貫南(赤石・室谷)	119.392	36	下宇津(小細・川下)	127
42	知谷(米々谷)	341.4	43	鴨瀬(西丁子・男鹿谷)	118.637	57	矢ノ原(芦見・滝谷・長野)	137
53	芹生(川上)	340.4	55	里山(栗尾)	114.801	41	田貫南(赤石・室谷)	145
41	田貫南(赤石・室谷)	328.5	48	西谷(口西谷)	113.474	39	矢代(宇野・漆谷)	160
48	西谷(口西谷)	313.6	42	知谷(米々谷)	109.525	40	下弓削(下中)	166
46	鳥居(井戸)	305.4	46	鳥居(井戸)	92.360	56	細野(余野・河原・田尻谷)	173
37	周山(五本松)	274.1	37	周山(五本松)	74.119	51	黒田(上黒田・下黒田)	179
38	下熊田	234.9	44	八丁	73.364	37	周山(五本松)	192
45	筒江(千谷)	219.9	45	筒江(千谷)	69.725	35	上宇津(明石・柏原)	210
40	下弓削(下中)	185.3	38	下熊田	62.605	50	小野内(天童・稲荷谷)	227
44	八丁	173.7	40	下弓削(下中)	52.053	46	鳥居(井戸)	228



人工林蓄積量(旧京北町)

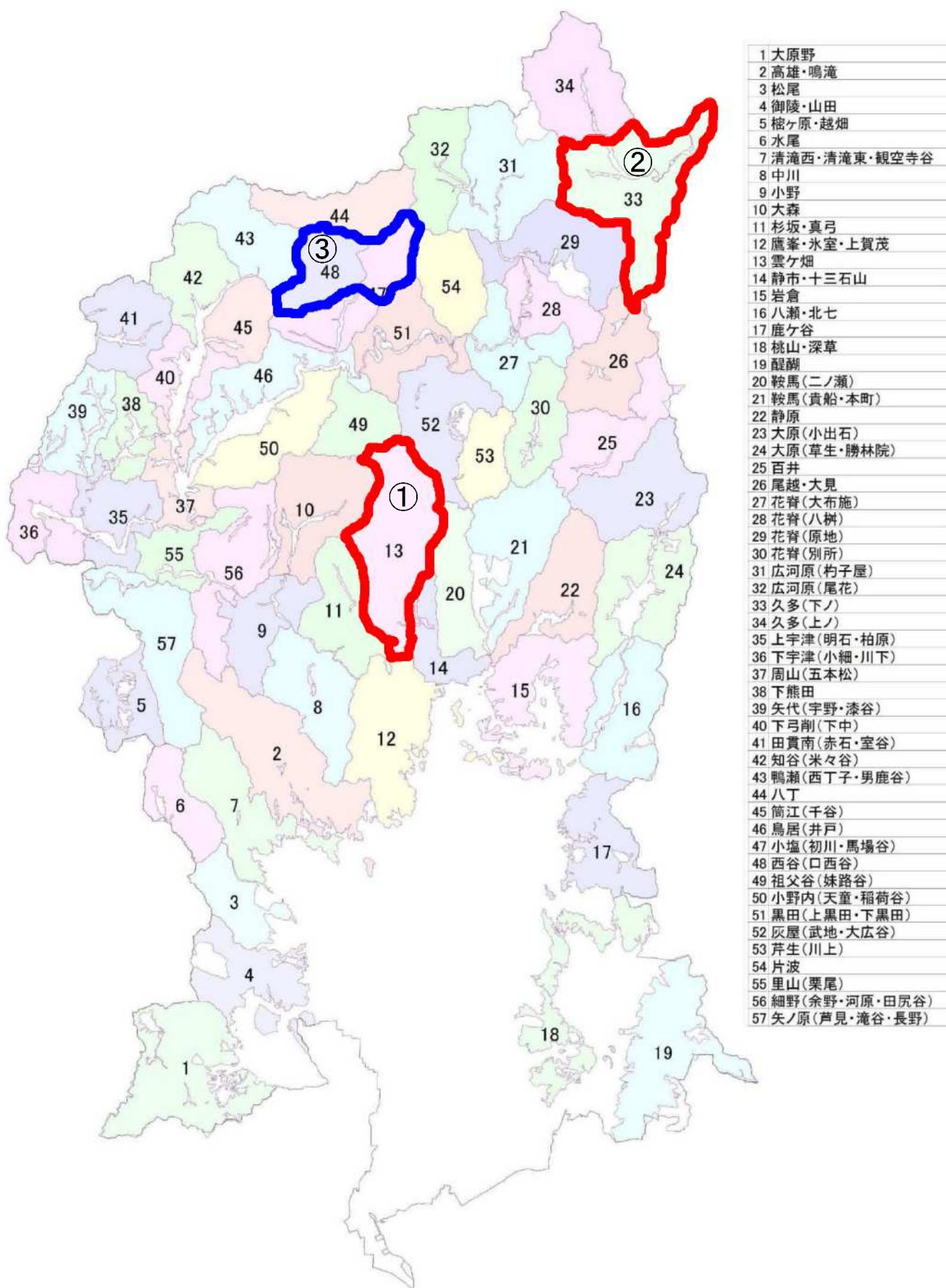


所有者数(旧京北町)



モデル地区候補地に係る基礎情報について

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域



①「雲ヶ畑」基礎情報

1 所有者数

250名

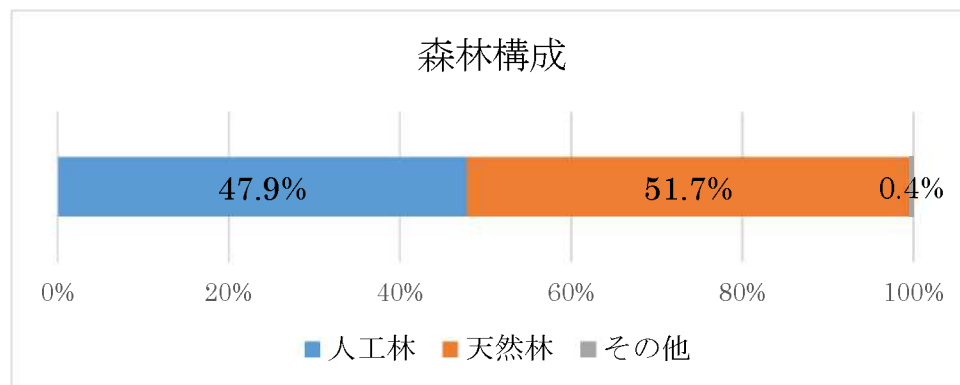
※森林簿上，所有者コードが異なるものの数

2 所有者所在地

京都市内在住	237
京都市外在住	13
京都府	4
大阪府	5
奈良県	1
岡山県	1
徳島県	1
東京都	1

3 森林構成

	計	割合	内訳						
			スギ	ヒノキ	丸太スギ	アカマツ	その他 針葉樹	ザツ	広葉樹
人工林	896.34	47.9	594.67	220.75	67.53	7.54	0.30	1.74	3.81
天然林	969.15	51.7	0.44	2.28		129.31	3.98	832.88	0.26
竹林	1.25	0.1							
特用樹林	0.03								
無立木地	4.23	0.2							
更新困難地	1.97	0.1							
計	1872.97		595.11	223.03	67.53	136.85	4.28	834.62	4.07



4 齡級構成（人工林）

齡級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
面積	1.87	10.35	22.10	24.84	31.10	33.84	48.06	65.09	76.47	85.22
割合	0.2	1.2	2.5	2.8	3.5	3.8	5.4	7.3	8.5	9.5

齡級	11	12	13	14	15 以上	計
面積	111.63	95.09	95.92	19.04	175.72	896.34
割合	12.5	10.6	10.7	2.1	19.6	



②「久多下ノ」基礎情報

1 所有者数

91名

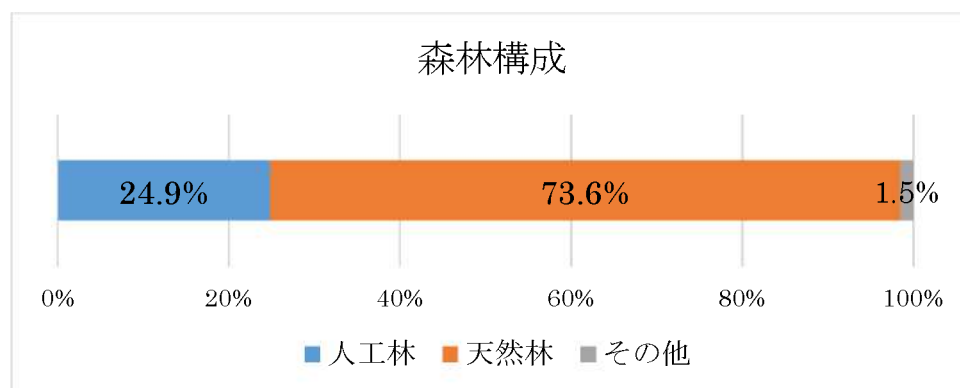
※森林簿上，所有者コードが異なるものの数

2 所有者所在地

京都市内在住	82
京都市外在住	9
京都府	1
兵庫県	1
滋賀県	3
大阪府	1
福井県	1
富山県	1
東京都	1

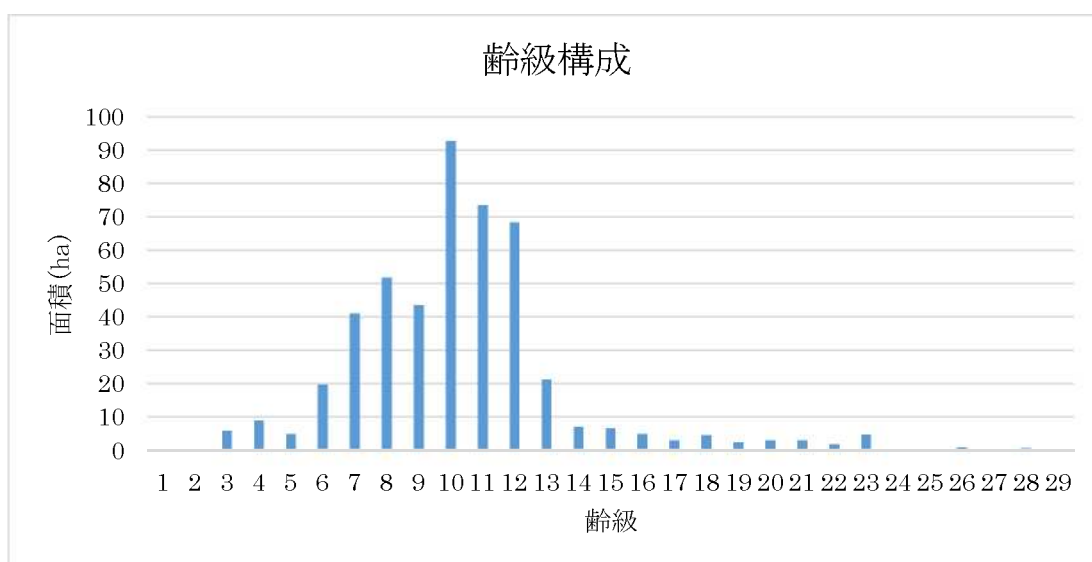
3 森林構成

	計	割合	内訳					
			スギ	ヒノキ	丸太スギ	アカマツ	その他 針葉樹	ザツ
人工林	476.55	24.9	362.68	112.58	0.20	0.67	0.42	
天然林	1410.55	73.6	33.97	37.06		38.44	122.65	1178.43
竹林	0.44	0.0						
無立木地	27.64	1.4						
更新困難地	1.19	0.1						
計	1916.37		396.65	149.64	0.20	39.11	123.07	1178.43



4 齡級構成（人工林）

齡級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
面積	0.00	0.00	5.91	8.99	5.02	19.67	41.15	51.85	43.50	92.68
割合	0.0	0.0	1.2	1.9	1.1	4.1	8.6	10.9	9.1	19.4
齡級	11	12	13	14	15 以上	計				
面積	73.56	68.38	21.34	7.08	37.42	476.55				
割合	15.4	14.3	4.5	1.5	7.9					



③「山国地域（西谷，口西谷，馬場谷）」基礎情報

1 所有者数

1 1 3

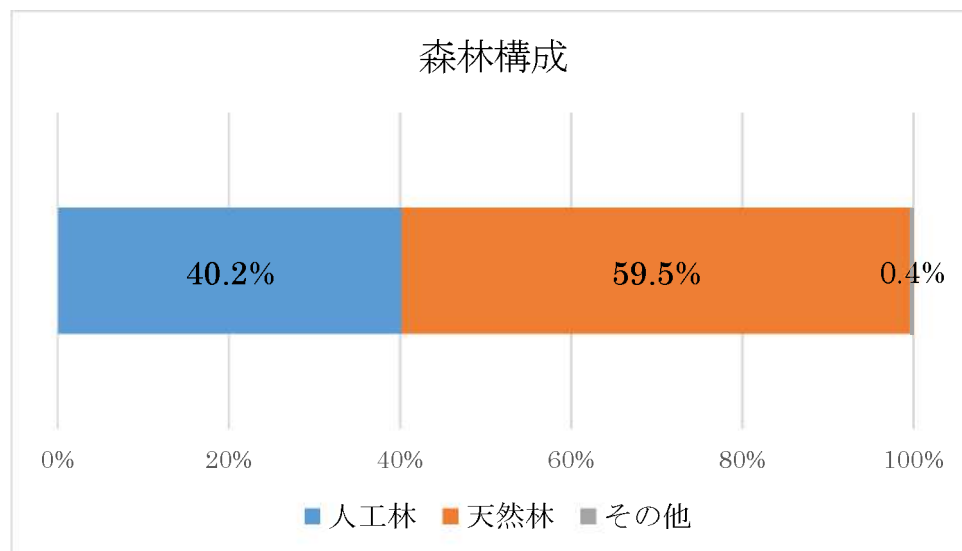
※森林簿上，所有者コードが異なるものの数

2 所有者所在地

京都市内在住	80
京都市外在住	6
京都府	2
徳島県	1
岡山県	1
埼玉県	1
神奈川県	1
氏名記載有，所在地不明	27

3 森林構成

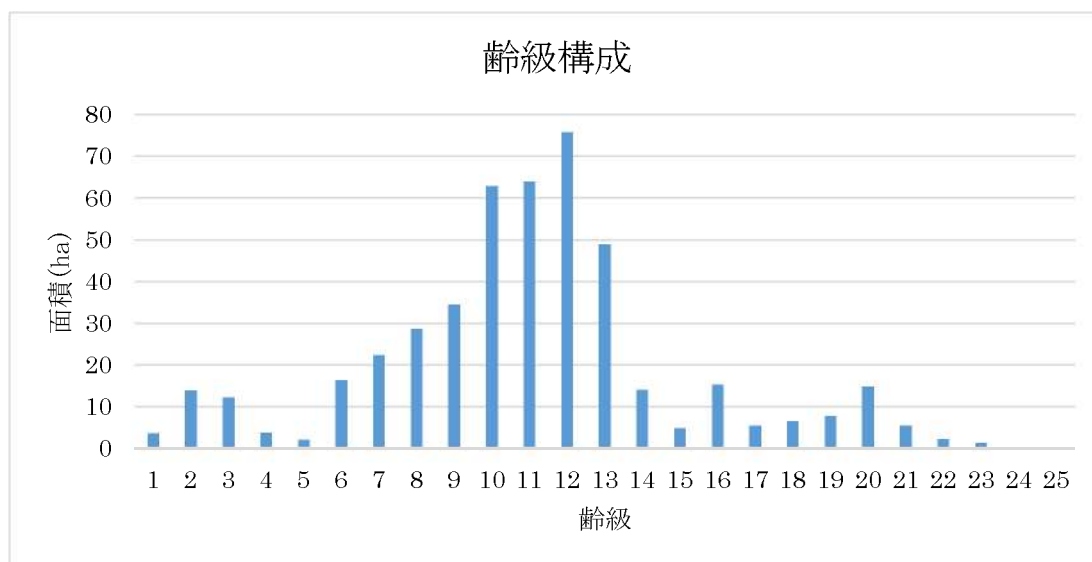
	計	割合	内訳						
			スギ	ヒノキ	丸太スギ	アカマツ	その他 針葉樹	ザツ	広葉樹
人工林	467.77	40.2	368.04	91.75	1.32		4.45	2.11	
天然林	692.14	59.5	64.88	1.86		4.15	83.62	537.63	0.10
無立木地	0.10	0.0							
更新困難地	1.50	0.1							
天然林伐跡	2.70	0.2							
	1164.21		432.92	93.61	1.32	4.15	88.07	539.74	0.10



4 齡級構成（人工林）

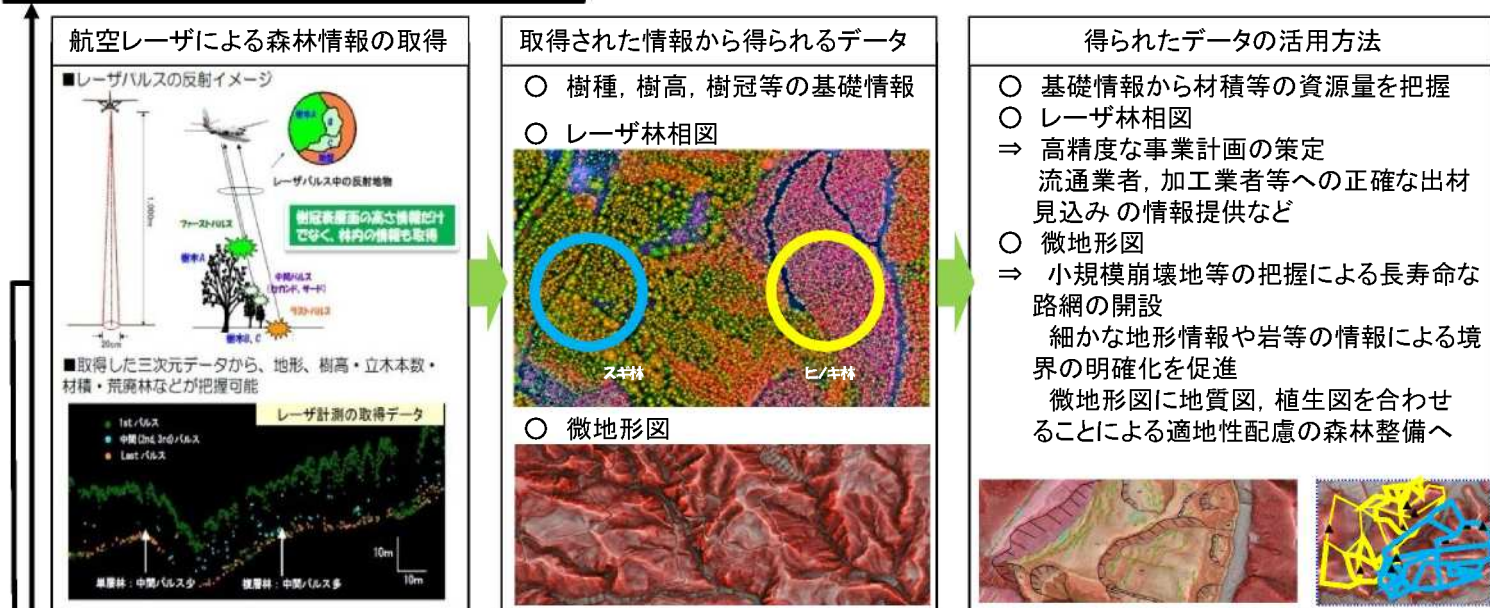
齡級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
面積	3.64	13.94	12.27	3.75	2.08	16.44	22.4	28.66	34.52	62.91
割合	0.8	3.0	2.6	0.8	0.4	3.5	4.8	6.1	7.4	13.4

齡級	11	12	13	14	15 以上	計
面積	64.04	75.82	48.9	14.09	64.31	467.77
割合	13.7	16.2	10.5	3.0	13.7	



目標：採算性が高い林業モデルの構築，適地性を重視した森林への転換

森林資源情報システムの導入 (モデル地区2,000haに導入)

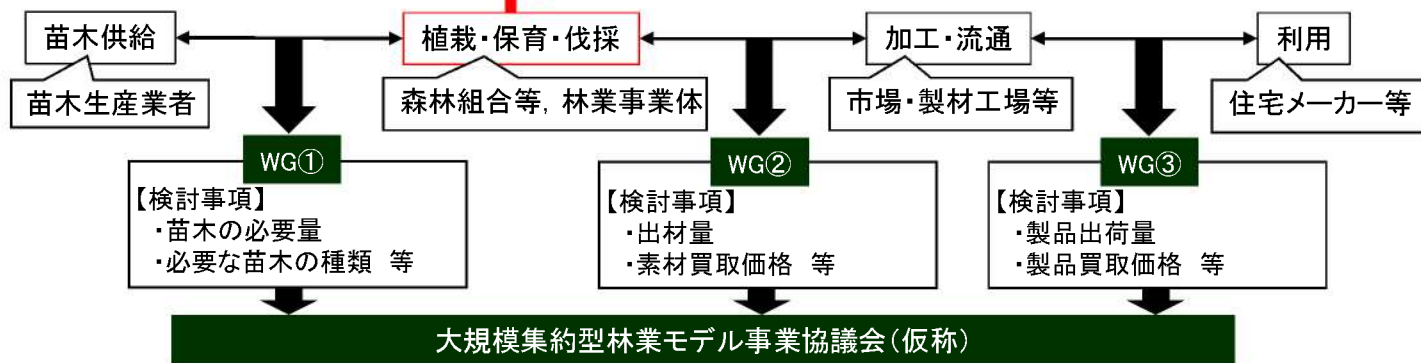


意向把握，同意取得，境界の明確化

大規模集約型林業モデル事業計画の作成

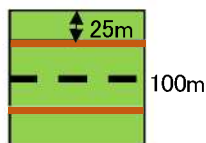
『植栽 ⇒ 保育 ⇒ 伐採 ⇒ 加工・流通 ⇒ 利用』の長期計画(約50年)を作成し，計画的な森林経営を行う。
 ～計画作成イメージ～

【路網計画，作業システム等は，別途，検討会議等で検討】



施設整備

- 路網整備
人工林内における路網密度200m/ha
を目標として整備



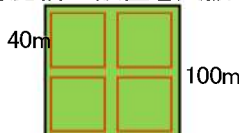
- 高性能林業機械導入
京都の急峻な地形
に合った搬出機械
の導入を支援



森林整備

- 主伐支援
長期計画に基づく主伐を支援
-

- 植栽支援(造林補助)
防鹿柵の設置を支援



担い手対策

- 事業体の育成
高性能林業機械に関する研修
作業システムに関する研修等を開催
- 人材育成
森林情報システム操作に関する研修
適地適木の選定等に関する技術研修等

- 市町村管理(必要な場所のみ)
要間伐森林や広葉樹林化の必要な森林の整備
↓
森林の有する多面的機能の更なる増進

京都市域における集中的な森林整備に向けた取組について(提言)【概要版】

○ 森林所有面積が5ha未満の林家は、京都市内の全林家の約6割を占めている。森林所有面積が5ha未満の林家は、隣接する森林と一体的に(5ha以上)森林整備(集約化)を行わなければ、国の補助制度の対象外となる。

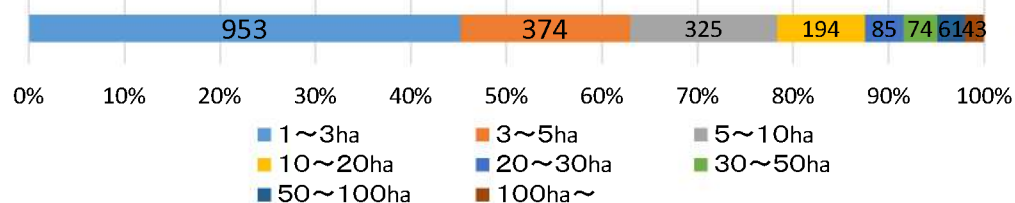
○ 国土交通省の調査では、全国の森林所有者のうち、所有者との連絡が困難な森林(所有者不明森林)は、約5%存在すると推察されている。さらに、森林の所在と異なる市町村に在住している森林所有者(不在村所有者)のうち、約8割は相続時の手続きを行っていない又は、一部のみしか行っておらず、今後、所有者不明森林はさらに増加することが懸念される。

○ 林業事業体が、集約化を行う場合、所有者不明森林の同意を得ることが困難なため、計画から除外して、森林整備を実施しなければならない。結果、集約化を行った地区が虫食い状となり、面的な森林整備を行うことが困難な状況にある。

⇒ 今後、京都市は、人工林が約500haのモデル地区を設定し、①面的に森林整備を行う『大規模集約型林業のモデル実施』と、②所有者不明森林も含めた森林整備を一体的に進める『大規模集約型林業を市内一円へ広げていくための制度改革』を並行して進めていくべきである。

1 京都市内の所有森林規模別林家戸数

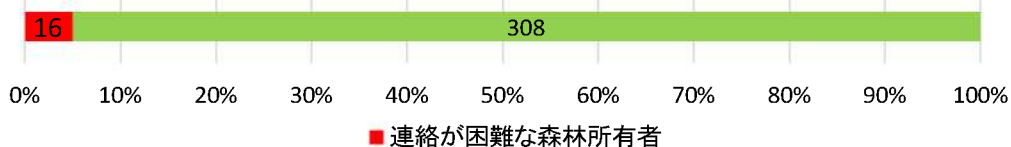
(単位:戸)



2 国土交通省の調査結果

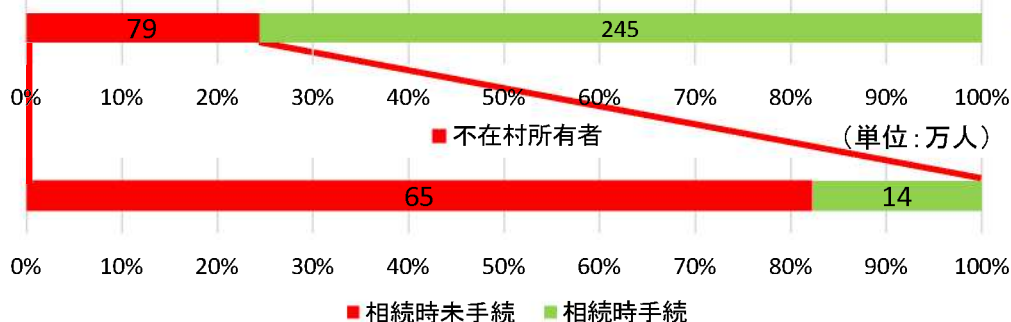
(1) 連絡が困難な森林所有者に関する結果

(単位:万人)



(2) 不在村所有者に関する結果

(単位:万人)

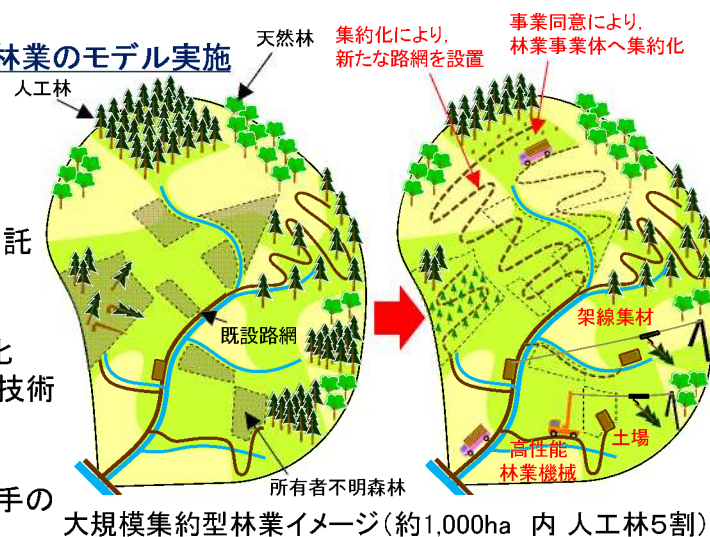


3 提言書の内容

(1) アクション1 大規模集約型林業のモデル実施

モデル実施内容

- ・正確な森林資源情報の把握
- ・長期計画の策定
- ・所有者調査及び境界確認
- ・林業事業体への長期経営委託の促進
- ・集約型林業の実施に必要なイニシャルに係る支援の強化
- ・集約型林業の取組に資する技術の習得
- ・事業体の育成
- ・包括的マネジメントする担い手の育成



(2) アクション2 大規模集約型林業を市内一円へ広げていくための制度改革

制度改革内容

- ・第三者による所有者不明森林の主伐許可
- ・所有者不明森林の森林整備実施許可権限の市町村への移譲
- ・市町村等による所有者不明森林の境界確認の実施許可

(参考) 現行法制度における所有者不明森林への対応

- ・要間伐森林制度(H24～): 間伐の代行が可能
- ・森林施業のための土地を継続使用する制度(H24～): 路網整備が可能
- ・共有林の持分移転の裁定制度(H29～): 共有林に限り、伐採・造林の実施が可能

